

後見支援普通預金特別約定

尼崎信用金庫

後見支援普通預金は別途交付します「普通預金規定」（以下、「規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下、「特約」といいます。）に定めるところにより取扱います。

1. （利用者）
家庭裁判所が「指示書」を交付した者とします。
2. （取扱店の限定）
口座取引店のみを窓口として取扱うものとします。
3. （取引の方法）
すべての取引は「指示書」に基づき取扱うものとし、当金庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出するものとします。
4. （自動支払い）
この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。
5. （キャッシュカード）
キャッシュカードは発行できません。
6. （ATM利用）
ATMでのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。
7. （解約等）
この預金口座は、以下の事由による場合のみ、当金庫所定の手続きにより、解約することができます。
 - （1）成年被後見人が死亡した場合
 - （2）裁判所の「指示書」に基づく場合
 - （3）成年被後見人の後見開始取消審判が確定した場合
 - （4）未成年被後見人が成年に達した場合
 - （5）法令の改正等により、本商品の取扱いを継続することができないと当金庫が判断した場合
8. （適用条項）
 - （1）この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとします。
 - （2）特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
 - （3）この特約および規定に定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議のうえ決定するものとします。

以上

（令和1年7月1日）